

(令和3年7月20日)

部 等 名

県土整備部

件名	令和2年度山梨県公営企業会計（流域下水道事業）決算概要について（報告）
経緯	<p>1 人口減少による流入水量の減少や、処理場等の施設の老朽化など、今後損失が増大し、厳しい経営が懸念される下水道事業に対し、民間企業と同様な精度の高い財務諸表により、経営状況や資産状況などを把握し、将来必要な投資経費の推計や見直し、投資優先度の把握など財政マネジメントの向上を目的に、令和2年4月1日より地方公営企業法を一部適用し、特別会計から公営企業会計へ移行した。（平成27年1月、総務省より、都道府県の流域下水道事業に対して、令和2年4月から公営企業会計を適用する旨の要請）</p> <p>2 令和2年度は地方公営企業法適用後、初めての決算となる。</p> <p>3 本決算は、監査委員の審査を受けた後、定例県議会の認定に付される。</p>
内容	<p>流域下水道事業の決算の概要は、次のとおりである。</p> <p>1 業務実績 当年度から、地方公営企業法を一部適用し、富士北麓流域下水道、峡東流域下水道、釜無川流域下水道及び桂川流域下水道の事業を運営するとともに、これらの施設の維持管理事業及び建設改良事業を行った。</p> <p>(1) 維持管理事業（収益的収支） 市町村から徴収する流域下水道維持管理負担金（以下「維持管理負担金」という）等により幹線管路や処理場等、流域下水道施設の維持管理事業を行った。 なお、流域下水道で、年間 40,352,732立法メートル（1日平均 110,555立法メートル）の下水を処理した。</p> <p>※維持管理負担金は、市町村から徴収した額を維持管理費用の実績に基づき精算し、発生した余剰額は、次年度の維持管理負担金に充当している。</p> <p>(2) 建設改良事業（資本的収支） 国庫補助金などを活用し、流域下水道施設における機能の維持・向上を図るため、幹線管路・処理場等において地震対策や長寿命化対策などの施設整備を計画的に行った。</p> <p>2 損益状況 今回の決算では、収益は維持管理負担金などにより、約79億4,491万円、費用は、施設の運営や維持管理に必要な経費として、約83億3,564万円となり、差額が約3億9,073万円となっている。 しかしながら、この差額は、特別会計から公営企業会計への移行の際、維持管理負担金の余剰額を収益として計上できずに生じた令和2年度限りのものである。 実質的には、令和元年度の流域下水道特別会計から維持管理負担金として引き継いだ引継現金や引継未収金約4億6,236万円がこの余剰額に相当するため、損失は発生していない。</p>

(お問合せ先：県土整備部都市計画課下水道室長 松沢 内線7550
直通055-223-1725)